調布市民緑ケ丘テニスコート人工芝改修工事

図　面　リ　ス　ト		
図　番	図　面　名　称	縮尺
Ａ－０１	特記仕様書	No Scale
Ａ－０２	案内図・配置図・仮設計画図(参考図)	No Scale,1/500
Ａ－０３	求積図	1/300
Ａ－０４	コート平面図	1/30,1/300
Ａ－０５	雑詳細図１	1/50
Ａ－０６	雑詳細図２	1/50
Ａ－０７	雑詳細図３	1/10

設計図承認日　令和８年１０月　７日

件　名	調布市民緑ケ丘テニスコート人工芝改修工事		
図面リスト		令和8年度	令和8年10月
		調布市総務部営繕課	No A-00

特記仕様書

第１編　共通事項

第１章　工事概要

1.1　工事件名　調布市民緑ケ丘テニスコート人工芝改修工事
1.2　工事場所　調布市緑ケ丘２丁目６３番地１
1.3　工事内容
(1)　テニスコート人工芝の撤去新設
(2)　コート外周保護マットの撤去及び下地コンクリート壁の塗装
(3)　フェンス扉建付調整
(4)　緑ケ丘第一仲よし広場ブランコ（安全柵等を含む）の撤去新設
(5)　マイクロプラスチック流出抑制フィルターの新設
1.4　週休２日制工事の適用については以下による。
本工事は、現場閉所により実施する「週休２日制工事」である。週休２日を前提に労務費を補正し、予定価格を算出しているため、週休２日が達成できなかった場合は労務費補正分を減額変更する。詳細は東京都「財務局「週休２日促進工事」実施要領」及び「調布市週休２日制工事実施要領（以下、「調布市要領」）」を参照すること。ただし、「調布市要領」における「経費」は「労務費」に読み替えるものとする。なお、交代制を行う場合は、着手日までに調布市へ必ず申し出ること。また、実施方式は途中で変更することはできない。この場合は、東京都「財務局「週休２日交替制工事」実施要領」及び「調布市要領」を参照すること。
なお、「調布市要領」は、調布市ホームページから、東京都財務局の各要領は、東京都財務局建築保全ホームページからそれぞれ入手できる。

第２章　一般事項

調布市庁舎は、「ISO14001」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、調布市庁舎内の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。
この取組みには受注者の協力が不可欠であり、工事関係者の業務管理や施工管理などに当たっては、本制度の趣旨の理解に努め、地球環境保全に十分配慮するものとする。
2.1　適用範囲
(1)　本特記仕様書では、「令和８年版　東京都建築工事標準仕様書、令和８年版東京都土木工事標準仕様書」（以下「標準仕様書」という。）に定めのない事項又はこれにより難い事項を定めている。本特記仕様書に記載されていない事項については、標準仕様書のとおり施工する。
(2)　本工事は、設計図書に従い施工することとするが、設計図書に明示されていない事項であっても工事の性質上当然必要なものについては監督員の指示に従い施工する。
(3)　本特記仕様書の各項目における〇については、本工事において適用させるものであることを示す。
(4)　設計図書の優先順位は、次のアからエまでの順番通りとする。
ア　質問回答書
イ　特記仕様書
ウ　設計図
エ　標準仕様書
2.5　工事の入札等について
入札（又は見積書の提出）に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
2.7　各種点検、調査、見学会等への協力
(1)　監督員が所属する部の監督員以外の職員が、施工体制、現場管理、施工管理等の適正化を図るために、各種点検、調査等を行う場合は、受注者はこれに立ち会い、協力しなければならない。
(2)　(1)の各種点検、調査等の結果に基づき、監督員から改善措置等の指示が出された場合は、速やかにその指示に従わなければならない。
(3)　監督員が必要とする現場見学会等を開催する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。

第２編　工種別事項

第１章　総則

第１節　一般事項
1.1.4　官公署その他への届出手続等
工事の着手、施工又は完了に当たり、「労働安全衛生法」第88条第１項のほか、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等について十分調査の上、これを遅滞なく行う。
1.1.5　現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者
(1)　建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第３項の規定により専任が求められる監理技術者等は、次の期間については工事現場への専任を要しない。
〇　工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間。当該期間については、請負契約の締結後、監督員からの工事の全部中止の通知により定める。
〇　橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間。当該期間については、請負契約の締結後、監督員と協議の上、書面において定める。なお、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作が可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括して管理することができる。
〇　工事完了後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）事務手続、後片付け等のみが残っている期間。
1.1.7　工事実績情報の登録
契約金額が500万円以上の工事については、工事実績情報システム（コリンズ）に基づく工事実績情報の登録を行う。
登録内容についてあらかじめ監督員の確認を受けた後、標準仕様書に示す期間内に一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）に登録する。
ただし、期間には、行政機関の休日に関する法律第一条第一項に定める行政機関の休日は含まない。
(1)　工事受注時　　契約締結後10日以内
(2)　登録内容の変更時（契約金額のみの変更の場合を除く）
変更契約締結後10日以内
(3)　工事完了時　　工事完了後10日以内
【登録先】〒107-8416　東京都港区赤坂7-10-20　ｱｶｻｶｾﾌﾞﾝｽｱｳﾞｪﾆｭｰﾋﾞﾙ
一般財団法人　日本建設情報総合ｾﾝﾀｰ(JACIC)　ｺﾘﾝｽﾞ/ﾃｸﾘｽｾﾝﾀｰ
電話　(03)3505-0463　FAX　(03)3505-8985
http://ct.jacic.or.jp/
E-mail　ct7h@jacic.or.jp
1.1.8　提出書類
受注者等が監督員に提出する工事請負契約関係の書面の書式、その提出部数等は、別に定める調布市総務部「請負者等提出書類処理基準及び請負者等提出書類処理要領」等による。ただし、これに定めのないものは、監督員の指示による。
1.1.16 建設副産物の処理
建設副産物の処理は、次により処理する。
〇　標準仕様書による。
第２節　工事関係図書
1.2.1　実施工程表
(4)　実施工程表は次のものを作成し、監督員に提出する。
〇　全体工程表
〇　月間工程表
〇　週間工程表
1.2.2　施工計画書
(4)　「2.2.4　仮囲い等」において指定された仮設の施工計画書については、監督員の承諾を受ける。
1.2.4　工事の記録等
(5)　工事記録写真の撮影は、別に定める「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）の最新版による。
また、工事記録写真撮影計画書の作成は、次による。
〇　作成する
第３節　工事現場管理
1.3.5　施工条件
(1)　施工日及び施工時間は次による。
「調布市の休日に関する条例」第１条第２項に規定する調布市の休日のうち、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日は施工しない。
(2)　施工順序は、次による。
〇　図面による。
(3)　工事用車両の駐車場所及び資機材の置き場所は、次による。
〇　図示による。
(4)　施工条件は、次による。
〇　現場作業の着手は、令和9年1月12日以降とすること。
〇　原則として令和9年3月18日までに完了検査に合格し、引き渡しを完了させること。
〇　万一事故等により損害を与えた場合は、受注者の責任において円満に解決すること。
〇　工事期間中は、施設利用者等の安全確保に努め、事前に施工計画、工程等の打合せを行い、十分な安全対策を施すこと。
(5)　低騒音・低振動型建設機械
〇　次の建設機械には、低騒音型を用いるものとする。
ア　バックホウ
イ　クラムシェル
ウ　トラクターショベル
エ　クローラクレーン、トラッククレーン及びホイールクレーン
オ　油圧式杭圧入引抜機
カ　アースオーガー
キ　オールケーシング掘削機
ク　アースドリル
ケ　ロードローラー、タイヤローラー及び振動ローラー
1.3.7　施工中の安全確保
〇　交通誘導員及び警備員は、必要に応じて配置すること。
1.3.16 ディーゼル自動車の排出ガス規制
〇　環境により良い自動車利用
本契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
(1)　ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
(2)　自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成４年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し又は提出すること。
第７節　施工
1.7.8　排出ガス対策型建設機械
建設機械は、排出ガス対策型建設機械とする。（道路運送車両法による排ガス規制を受けている建設機械は除く。）

第２章　仮設工事

第２節　縄張り、遣方、仮囲い、足場等
2.2.4　仮囲い等
本工事の施工に当たり、別途指示する位置に、次の仮囲いを設置する。
〇　カラーコーン、コーンバー（必要に応じて）

第３章　土工事

第１節　共通事項
3.1.3　敷地整理
(1)　敷地内にある障害物は、監督員の確認を受けて除去し、地均しをする。
(5)　工事に支障となる軽易な障害物は、全て除去する。また、重大な障害物を発見した場合は、監督員と協議する。

第４章　地業工事

第６節　砂利、砂、捨コンクリート地業等
4.6.2　材料
(1)　砂利地業に使用する砂利は、次による。
〇　再生クラッシャラン（RC-40）
4.6.3　砂利及び砂地業
(1)　砂利地業の厚さは、次による。
〇　図面による。

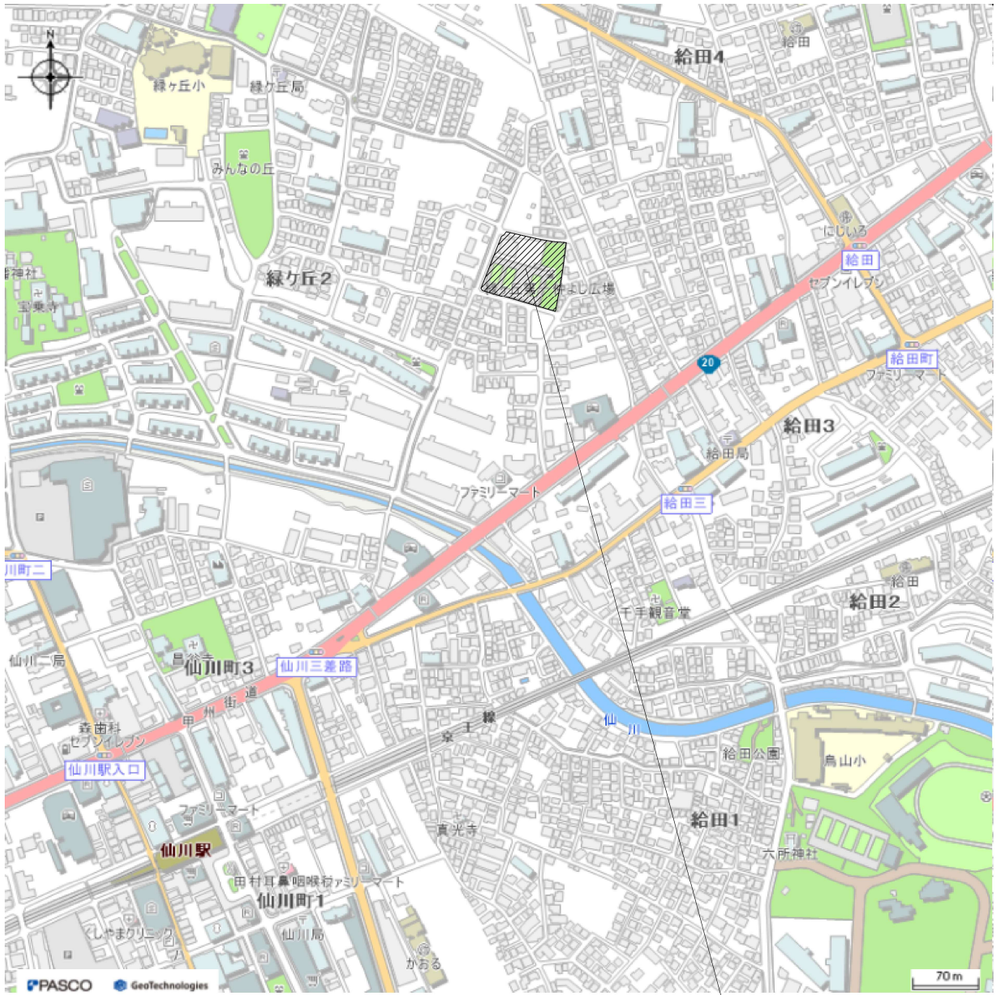
第18章　塗装工事

第２節　素地ごしらえ
18.2.6　コンクリート面の素地ごしらえ
コンクリート塗装面の素地ごしらえは、次による。
〇　A種
第７節　耐候性塗料塗り（DP）
18.1.3　材料
コンクリート面のDP塗装の種別は、次による。
〇　A種

第21章　外構工事

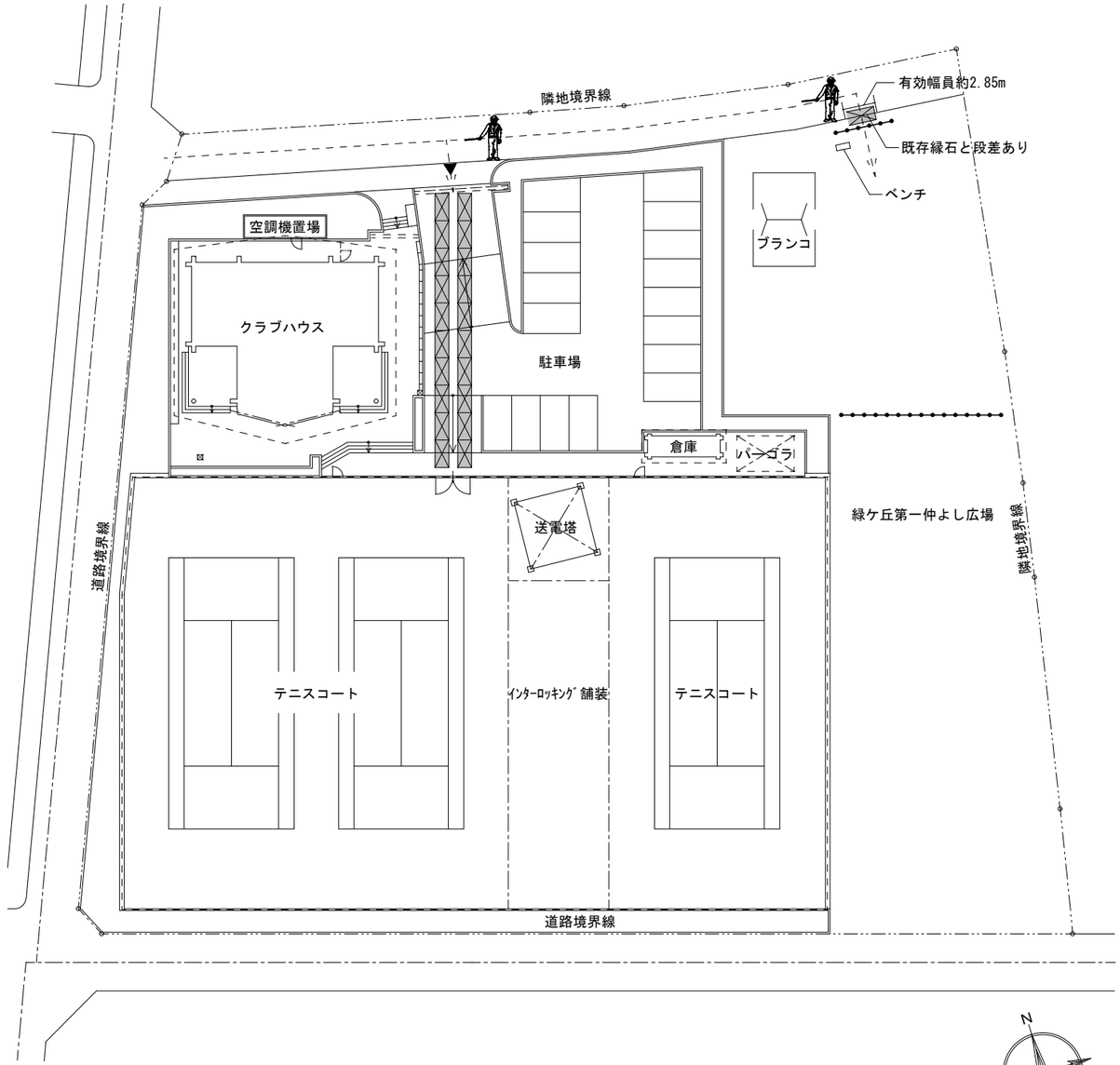
第４節　その他の外部工事
21.4.4　運動施設
(1)　テニスコート等の材料及び仕上げは、次による。
ア　砂入り人工芝（透水性）
パイル　材料：超高耐久高密度ポリエチレン
形状：ハニカム状スプリット（ヤーン）・直毛
芝丈19㎜　幅4.07m
基布：耐候性ポリプロピレン平織布
バッキング：耐水性SBRラテックス
イ　ライン芝　材料：超高耐久高密度ポリエチレン
規格：50㎜（ベースラインのみ100㎜）
ウ　充填砂（目砂）
材料：粒度調整特殊珪砂
※使用する材料は、JTA及びJSTA公認のメーカーが生産する人工芝であること。
(2)　ブランコ、安全柵の材料及び仕上げは、次による。
〇　遊具の安全に関する規準（JPFA-SP-S:2024）に適合する製品とする。

件　名	調布市民緑ケ丘テニスコート人工芝改修工事			
特記仕様書	No Scale	令和8年度	令和8年10月	No A-01
		調布市総務部営繕課		07枚の内



調布市民緑ケ丘テニスコート、緑ケ丘第一仲よし広場
所在地：調布市緑ケ丘2丁目63番地1

案内図　No Scale

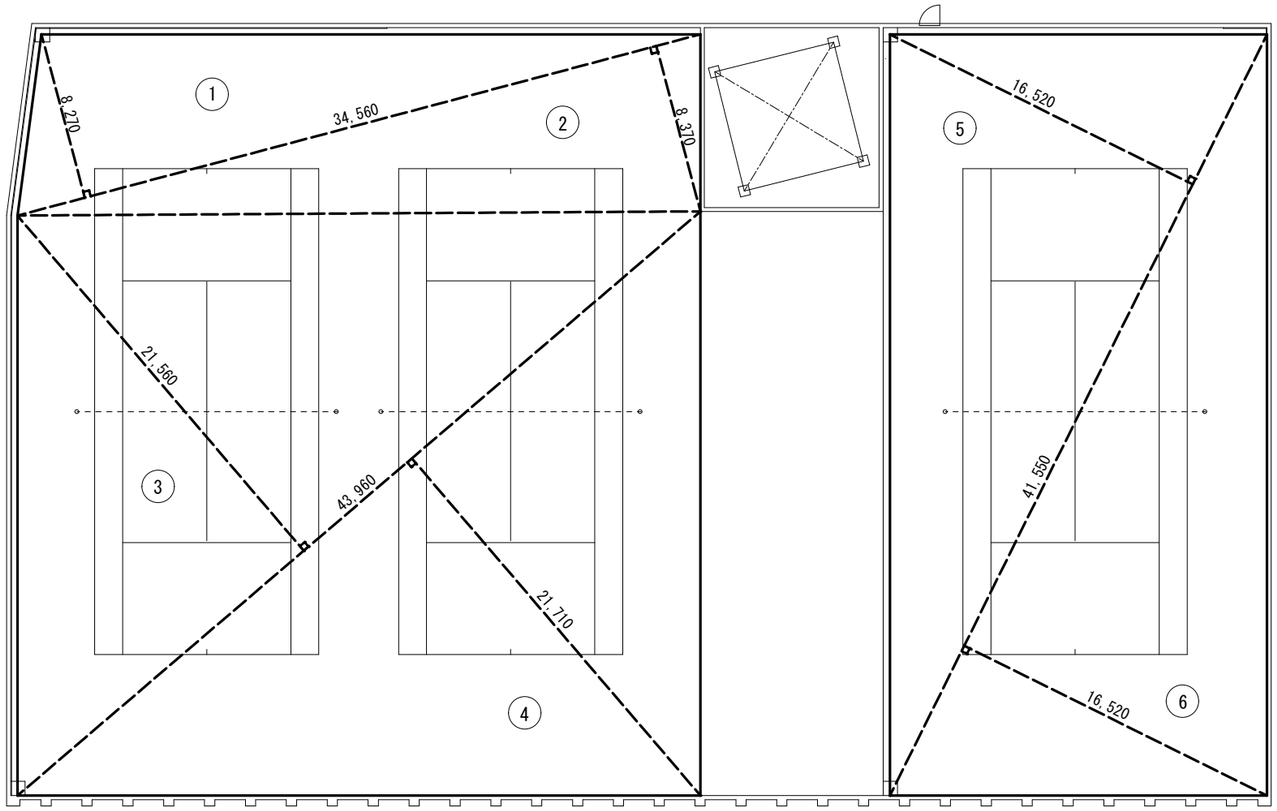


- - - - →	資材搬入経路
▨	ゴムマット　t=15
●-●-●	ｶﾗｰｺｰﾝ及びｶﾗｰﾊﾞｰ
▲	工事車両出入口
🚶	交通誘導員 資材搬入出等に合わせて適宜配置

・仮囲いについては，広場利用者等の動線確保のため必要に応じて位置の移動をすること。
・資材等の搬出入については、緑ケ丘第一仲よし広場の利用者の安全確保に努めること。
・工事期間中に使用した範囲内に，釘等が落ちていないことを確認すること。
・既存インターロッキング舗装や縁石に損傷を与えないよう必要に応じて適宜ゴムマットを配置すること。

配置図・仮設計画図(参考図)　1/500

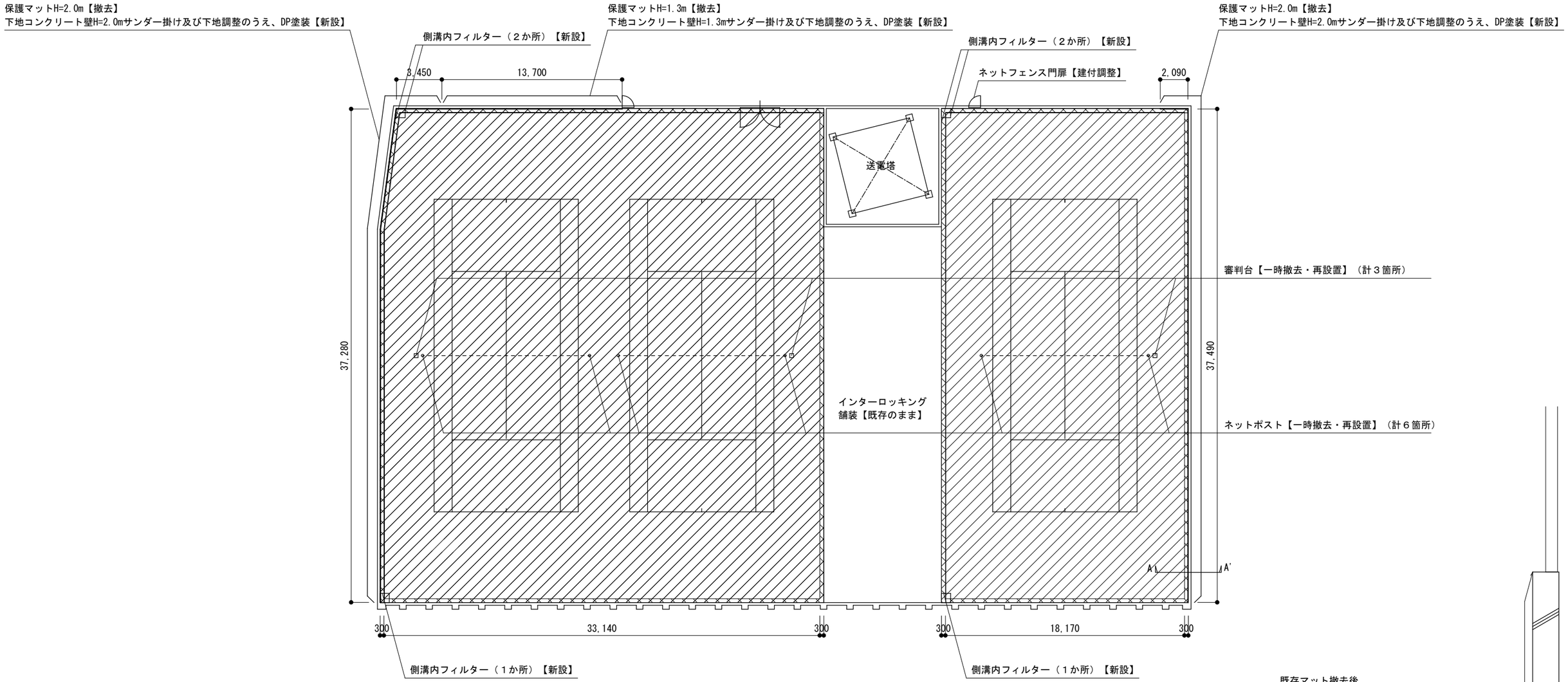
件　名	調布市民緑ケ丘テニスコート人工芝改修工事			
案内図・配置図 仮設計画図(参考図)	No Scale 1/500	令和8年度	令和8年10月	No A-02 07枚の内
		調布市総務部営繕課		



コート求積図　1/300

	底辺[m]	高さ[m]	倍面積[m²]	面積[m²]
①	34.56	8.27	285.81	142.9
②	34.56	8.37	289.26	144.6
③	43.96	21.56	947.77	473.9
④	43.96	21.71	954.37	477.2
⑤	41.55	16.52	686.40	343.2
⑥	41.55	16.52	686.40	343.2
合計				1,925.0

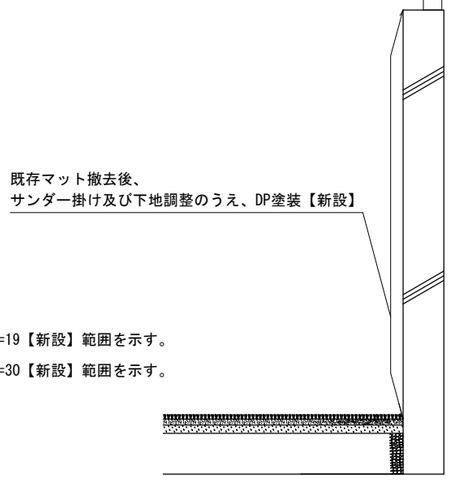
件　名	調布市民緑ケ丘テニスコート人工芝改修工事			
コート求積図	1/300	令和8年度	令和8年10月	No A-03
		調布市総務部営繕課		07枚の内



コート平面図　1/300

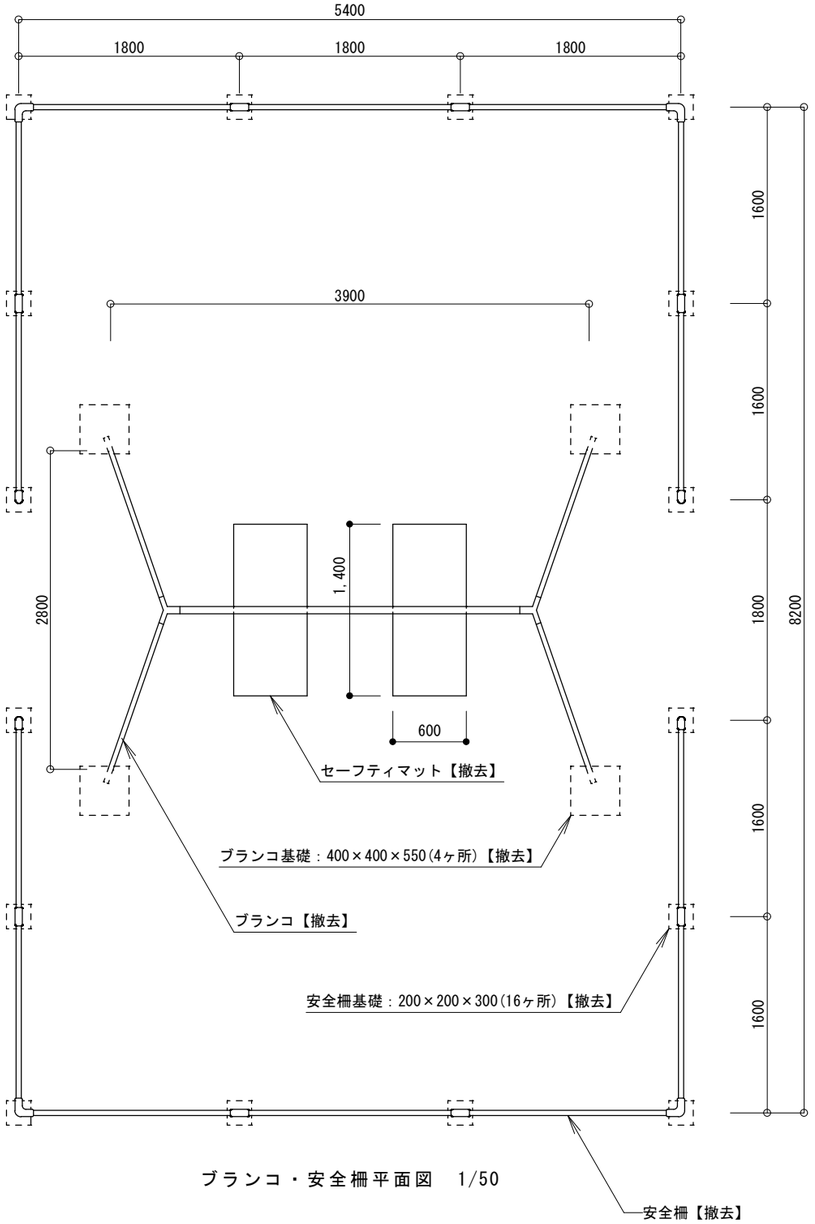
…砂入り人工芝t=19【撤去】・砂入り人工芝t=19【新設】範囲を示す。

…砂入り人工芝t=19【撤去】・砂入り人工芝t=30【新設】範囲を示す。

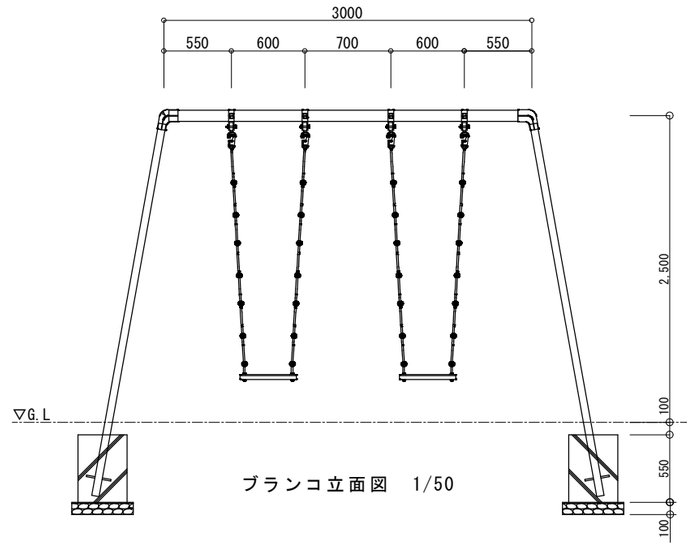


A－A'断面図　1/30

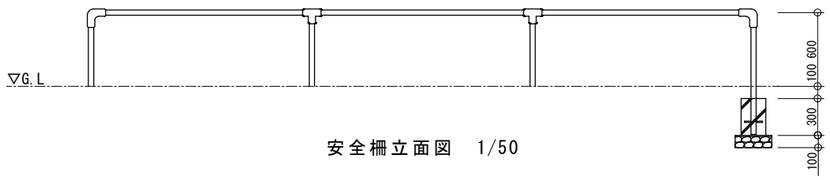
件　名　調布市民緑ケ丘テニスコート人工芝改修工事				
コート平面図	1/30 1/300	令和8年度	令和8年10月	No A-04
		調布市総務部営繕課		07枚の内



ブランコ・安全柵平面図　1/50



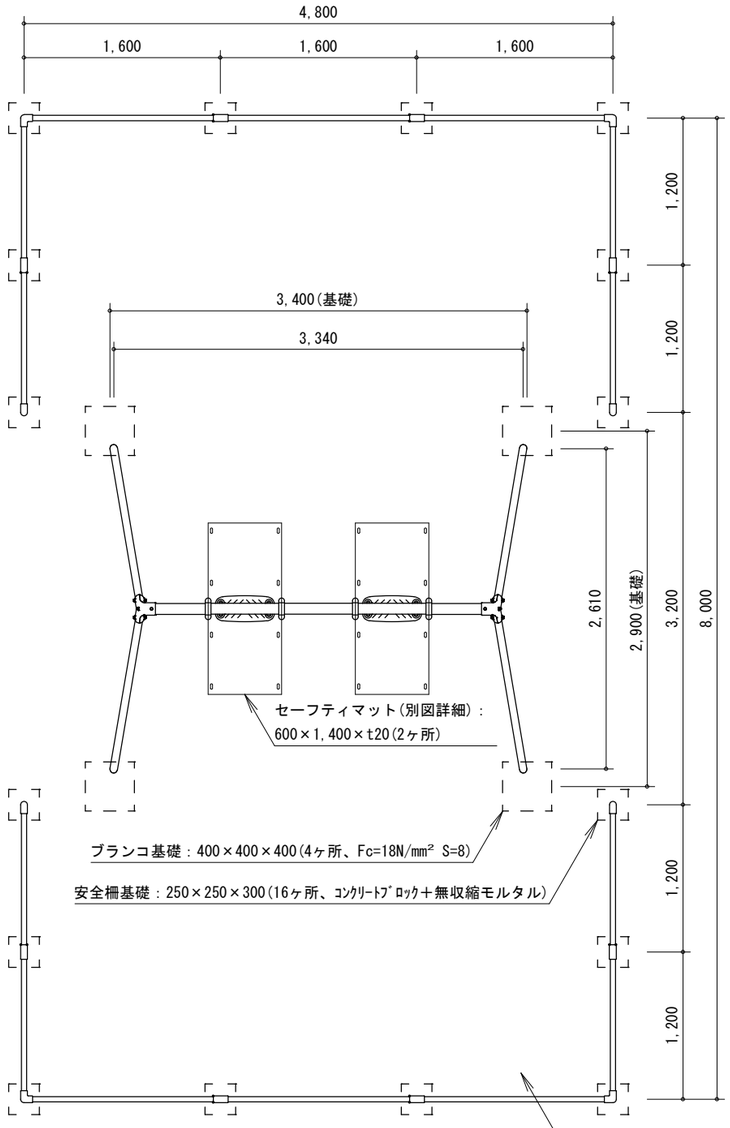
ブランコ立面図　1/50



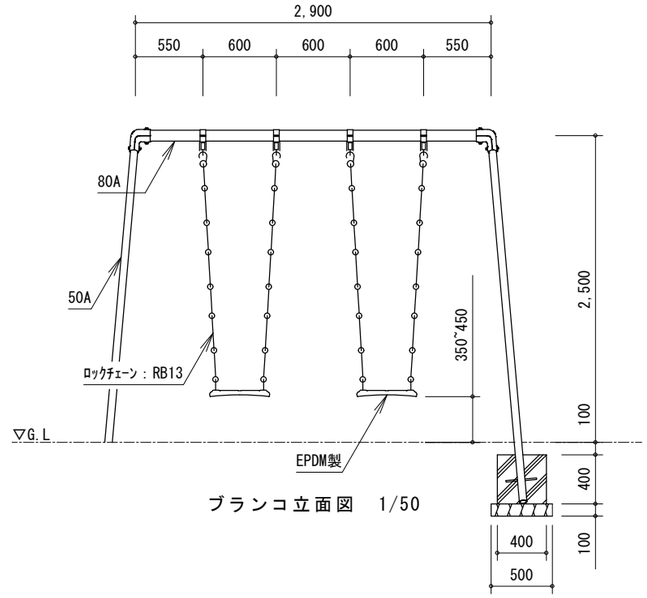
安全柵立面図　1/50

既存ブランコ・安全柵詳細図（参考図）　1/50

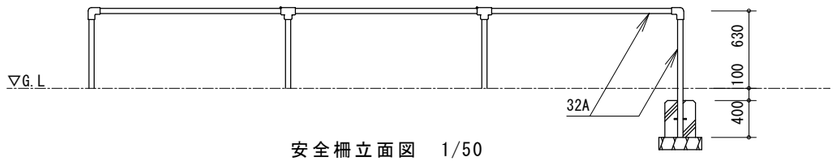
件　名	調布市民緑ケ丘テニスコート人工芝改修工事			
雑詳細図１	1/50	令和8年度	令和8年10月	No A-05
		調布市総務部営繕課		07枚の内



ブランコ・安全柵平面図　1/50



ブランコ立面図　1/50

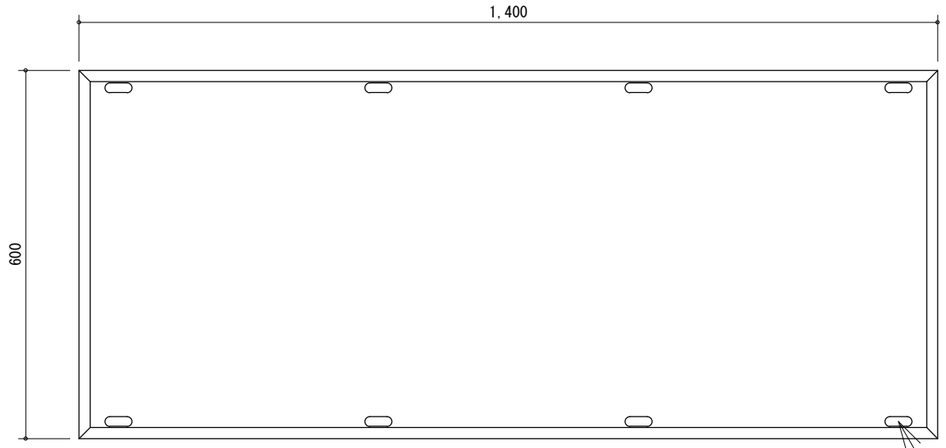


安全柵立面図　1/50

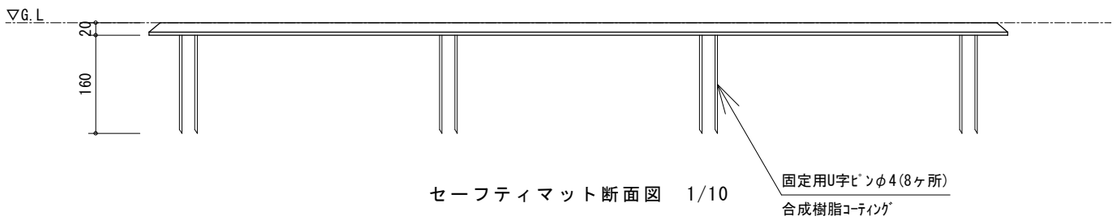
新設ブランコ・安全柵詳細図（参考図）　1/50

特記事項
- ブランコ、安全柵共に基礎は天端から土被り100mm以上設けるものとする。
- 支柱(50A)は、溶融亜鉛メッキ処理後、合成樹脂焼付塗装とする。
- その他の鋼材は、電気亜鉛メッキ処理後、合成樹脂焼付塗装とする(基礎部品は除く)。
- ボルト、ナット及び吊り部材は、電気亜鉛メッキ処理とする。
- 利用対象年齢は、児童(6～12才)とする。
- 本製品は、ISO9001及びISO14001の認証取得企業で品質管理された製品とし、一般社団法人日本公園施設業協会の賠償責任保険付とする。
 また、本製品は、遊具の安全に関する規準(JPFA-SP-S:2024)に準拠した製品とする。

件　名	調布市民緑ケ丘テニスコート人工芝改修工事		
雑詳細図２	1/50	令和8年度	令和8年10月
		調布市総務部営繕課	No A-06 07枚の内

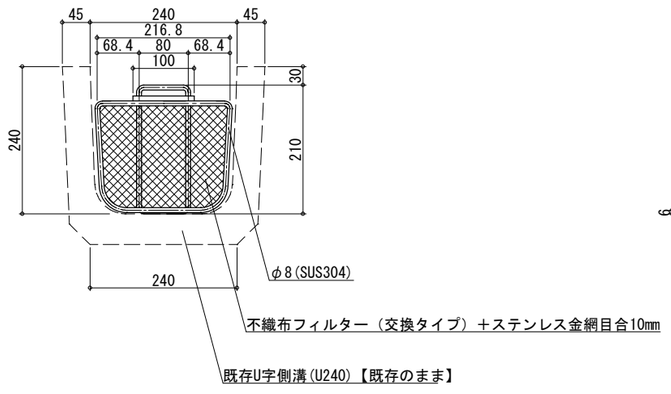


セーフティマット平面図　1/10

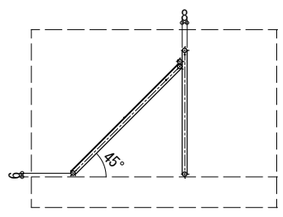


セーフティマット断面図　1/10

新設セーフティマット詳細図（参考図）　1/10

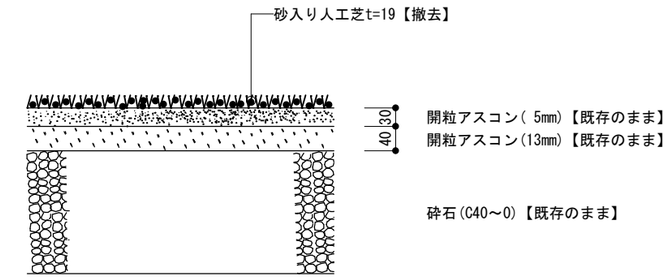


正面図　1/10

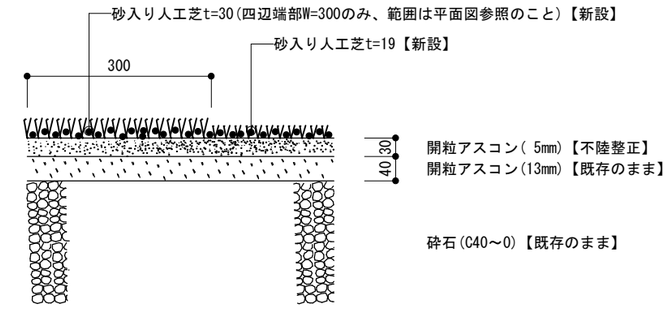


側面図　1/10

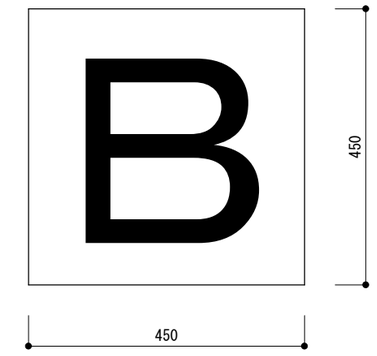
新設側溝内フィルター詳細図（参考図）　1/10



舗装断面図（改修前）　1/10



舗装断面図（改修後）　1/10



特記事項
・本体：アルミ樹脂複合版
・文字：インクジェット印刷シート貼付
・緑地、白抜き文字「Ｂ」とする。

新設コート番号札（参考図）　1/10

件　名　調布市民緑ケ丘テニスコート人工芝改修工事				
雑詳細図３	1/10	令和8年度	令和8年10月	No A-07
		調布市総務部営繕課		07枚の内